平成２４年（フ）第１３７８号
名古屋市守山区小幡千代田２番５号
債務者　ＳＴＯＲＥこと　北川　　寛
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７９号
岡山県倉敷市老松町２丁目８番16号　リトルハイツ405
債務者　貝原　優子（旧姓貞利）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
岡山県久米郡久米南町羽出木484番地１
債務者　堀江　宏美（旧姓弘光）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第５０２号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目671番地の１レクセルマンション狭山ケ丘315
債務者　北田　時雄
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５０４号
埼玉県川越市大字的場2012番地15　メンバーズタウンかすみＥ―102
債務者　馬場　春代
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６号
沖縄県浦添市宮城３丁目２番８―303号　コーポ儀保
債務者　仲里　　渉
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２３号
北海道根室市西浜町１丁目70番地　新谷キイ方、住民票上の住所北海道根室市西浜町１丁目70番地
債務者　斎藤　滋子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第１４３８号
横浜市神奈川区子安通３丁目365番地　メゾン・ド・エトレーヌ102号
債務者　左川　友昭
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５０３号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地72―920
債務者　小林　栄子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１１号
横浜市戸塚区原宿４丁目４番15―301号
債務者　井上　博幸
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１２号
横浜市戸塚区原宿４丁目４番15―301号
債務者　井上　優子（旧姓蛯澤）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５３６号
横浜市西区東久保町11番17号　パークハイツ101号
債務者　山形　智恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６９５号
横浜市都筑区大丸４番27―302号
債務者　加藤　博信
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７０７号
横浜市緑区長津田２丁目11番２―302号
債務者　馬場　　照
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２６号
北海道旭川市７条通15丁目72番地の20
債務者　堀川かおり
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５５号
北海道上川郡上川町本町311番地１
債務者　野呂　春江
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部